

区分	現制度	新制度
1 補助金の趣旨	文化芸術活動事業補助金は、“文化芸術のまちづくり”を進めていくため、「宗像市元気なまちづくり基金」を活用し、文化芸術のまちづくりや人づくり、地域伝統文化の継承・活用や、次世代育成など、文化芸術の力をまちづくりに活用する活動を支援する。	文化芸術のまちづくり10年ビジョンを推進するために、市民等が主体となって実施する『新たな創造性のある文化芸術事業』に対して支援する。 地域伝統文化で、『継承及び活用することが必要とされる事業』については、従来の制度に加え、『後継者育成につながる事業』についても支援する。
2 補助対象となる団体	対象となる団体は、市内に活動拠点を持つ市民活動団体、ボランティア活動団体などで、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される公益的な活動を行う団体。なお、コミュニティ運営協議会は申請することができない。	①市民 市内に活動拠点を持つ市民活動団体、ボランティア活動団体などで、市内に居住、通勤、通学する3人以上で構成される公益的な活動を行う団体(コミュニティ運営協議会は申請不可) ②活動の場が市内 宗像市内での文化芸術活動(市民が恩恵を受ける活動)
3 対象となる事業	◇文化芸術のまちづくり、人づくりにつながること、又は地域伝統文化の継承及び活用を行うもの ◇新たに実施を予定している事業又は事業の拡大、充実、強化に該当するもの ◇団体の活動の継続性や発展性が認められるもの ◇団体などの運営に係る経費を含まないこと ◇公益的であること(営利目的のために行う事業でないこと) ◇宗教的活動や政治的活動を目的とするものでないこと ◇同一事業について市から他の補助金などを受けていないこと	『新たな創造性のある文化芸術事業』 ◆団体間のコラボなど、新たな文化芸術の創造につながる新規の取り組み ◆団体の自己満足だけに終わらない市民向けの取り組み ◆将来の文化芸術の担い手へとつながる取り組み 『地域伝統文化継承及び活用事業』 (継承及び活用することが必要とされる事業) (後継者育成につながる事業) ◆地域伝統文化の保存・活用・継承につながる取り組み 【共通事項】 ◇団体などの運営に係る経費を含まないこと ◇公益的であること(営利目的のために行う事業でないこと) ◇宗教的活動や政治的活動を目的とするものでないこと ◇同一事業について市から他の補助金などを受けていないこと
4 補助金の種類、補助率	(1)文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業 補助対象経費の合計額の3分の2以内の額(50万円を限度) (2)地域伝統文化継承及び活用事業 補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度) (3)文化芸術の次世代育成活動事業 補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)	I 新たな創造性のある文化芸術事業 補助対象経費の合計額の3分の2以内の額(20万円を限度) II 地域伝統文化継承及び活用事業 補助対象経費の合計額の4分の3以内の額(50万円を限度)
5 補助対象経費	(1)文化芸術のまちづくりと人材育成活動事業 (3)文化芸術の次世代育成活動事業 ①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費 (2)地域伝統文化継承及び活用事業 ①報償費(講師への謝金等)、②旅費、③需用費(消耗品費、印刷代、光熱水費)、④役務費(郵送料、保険料等)、⑤委託料、⑥使用料及び賃借料、⑦原材料費、⑧工事費、⑨設備費(備品購入費など)	I 新たな創造性のある文化芸術事業 報償費(謝金等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費等)、役務費(郵送料、保険料等)、宣伝費、会場費、委託料 II 地域伝統文化継承及び活用事業 ①地域伝統文化継承及び活用に向けたハード面からの支援事業 委託料、工事費、備品購入費 ②地域伝統文化継承及び活用に向けたソフト面からの支援事業 報償費(謝金等)、旅費、需用費(消耗品費、印刷費等)、委託料
6 補助対象期間	補助金の種類(1)(2)(3) いずれも最長3年度間	I 新たな創造性のある文化芸術事業 1年 ※ただし、宗像市市民文化・芸術活動審議会が必要と認める場合は、継続することができる II 地域伝統文化継承及び活用事業 最長3年度間
7 補助終了後の取り扱い	民間団体の主催事業として継続	ア 市協働委託事業又は市主催事業として継続 イ 宗像ユリックス等との共催事業として継続